

公立加美病院・加美老人保健施設
指定管理者募集要項

加美郡保健医療福祉行政事務組合

令和8年8月

目 次

第1部 募集要項

第1章 趣旨・目的	1
第1条 趣旨	
第2条 目的	
第2章 対象施設の概要	1
第3条 対象施設	
第3章 指定管理業務の範囲	1
第4条 業務範囲	
第4章 指定期間	2
第5条 指定期間	
第5章 申請資格	2
第6条 申請資格	
第6章 事業継続に関する申請者への要請事項.....	2
第7条 事業継続方針書	
第8条 組織的コミットメント表明書	
第7章 提出書類	3
第9条 提出書類	
第8章 公募スケジュール	4
第10条 スケジュール	
第9章 質問受付・回答	4
第11条 質問方法	
第12条 回答方法	
第10章 現地説明会	4
第13条 現地説明会	
第11章 審査方法	5
第14条 審査の構成	
第15条 審査	
第16条 採点及び候補者の選定	
第12章 選定結果の通知・公表	5
第17条 通知及び公表	
第13章 リスク分担の考え方	5
第18条 リスク分担	

第 14 章 指定管理料等の算定方針 5

第 19 条 指定管理料等

第 15 章 撤退防止及び円滑な引継ぎに関する基本事項..... 5

第 20 条 中途撤退等

第 21 条 原状回復及び資産管理

第 22 条 後継指定管理者への協力

第 23 条 引継期間

第 24 条 再指定に関する事前協議

第 16 章 その他 6

第 25 条 費用負担

第 26 条 申請書類の取扱い

第 27 条 辞退

第 28 条 募集要項の変更

第 2 部 選定基準・評価表（採点シート） 7

1. 評価の基本方針
2. 大項目・配点表（合計 200 点）
3. 中項目採点基準表
4. 失格要件
5. 候補者決定方法

第1部 募集要項

第1章 ・目的趣旨

第1条（趣旨）

本要項は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、加美郡保健医療福祉行政事務組合（以下「組合」といいます。）が設置する公立加美病院及び加美老人保健施設（以下、総称して「対象施設」といいます。）の指定管理者候補者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものです。

第2条（目的）

対象施設における医療及び介護の質を確保しつつ、地域住民に対して安全で持続可能なサービスを継続的に提供することを目的とし、次の4原則を選定の基本理念とします。

- (1) 公立加美病院の病床数90床を堅持すること。
- (2) 救急医療、小児科医療等を原則として維持すること。
- (3) 構成町負担金の軽減を図ること。
- (4) 利用者へのサービス向上を図ること。

第2章 対象施設の概要

第3条（対象施設）

本公募における対象施設の概要は、次のとおりです（令和8年8月1日現在）。

項目	公立加美病院	加美老人保健施設
所在地	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成9番地	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成9番地
施設種別	病院	介護老人保健施設
病床数・定員	病床数90床 (一般病棟40床、療養病棟50床)	入所定員100名 (一般棟70名、認知症専門棟30名) 通所リハビリテーション定員30名
標榜診療科	内科、循環器科、外科、皮膚科、リハビリテーション科、小児科、耳鼻咽喉科	—
主要機能	二次救急、訪問診療、訪問リハビリテーション、健診	長期入所、短期入所、通所リハビリテーション
設置根拠	加美郡保健医療福祉行政事務組合病院事業の設置等に関する条例	加美郡保健医療福祉行政事務組合介護老人保健施設設置条例

第3章 指定管理業務の範囲

第4条（業務範囲）

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 診療業務（入院・外来・救急・訪問診療・訪問リハビリテーション等）
- (2) 介護老人保健施設運営業務（長期入所・短期入所・通所リハビリテーション）
- (3) 政策的医療業務（救急、感染症、小児科医療等）
- (4) 施設・設備・備品の維持管理業務
- (5) 利用料金・手数料の収受業務（利用料金制）
- (6) 医療安全・個人情報保護・広報広聴等の付随業務
- (7) 自主事業（組合承認事項）
- (8) 組合又は構成町の事業への協力
- (9) その他組合との協議により定める業務

詳細は仕様書第9条～第20条に定めます。

第4章 指定期間

第5条（指定期間）

指定管理期間は、令和9年（2027年）4月1日から令和15年（2033年）3月31日までの6年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経た上で、正式に指定します。

第5章 申請資格

第6条（申請資格）

本公募に申請することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であって、次の要件をすべて満たす者としてします。

- （1）病院及び介護老人保健施設の運営実績を有すること、又は指定開始時まで適法かつ安定的に運営できる具体的な体制を確立できること。
- （2）対象施設の管理運営に必要な資金を調達できること。
- （3）直近5事業年度分の財務諸表その他の決算関係書類を提出できること。
- （4）指定開始時に必要な常勤医師数その他法令上必要な人員を確保する具体的な計画を提示できること。
- （5）会社更生法又は民事再生法に基づく手続の申立てがなされていないこと。ただし、再生計画等の認可決定を受け、組合が履行能力に支障がないと認める場合を除く。
- （6）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （7）暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （8）地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
- （9）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、組合における一般競争入札等への参加を制限されていないこと。
- （10）直近5年間に、医療法、介護保険法、労働関係法令その他の関係法令に基づく重大な行政処分を受けていないこと。
- （11）過去の指定管理業務において、正当な理由なく一方的に中途撤退した実績がないこと。

第6章 事業継続に関する申請者への要請事項

第7条（事業継続方針書）

申請者は、次の事項を記載した「事業継続方針書」（様式第9号）を提出しなければなりません。

- （1）指定期間における事業運営の基本方針
- （2）指定期間満了後を見据えた地域医療・介護への関与方針
- （3）再指定への申請を行わない場合における、組合への事前通知及び後継指定管理者への引継ぎ方針
- （4）診療報酬・介護報酬改定、人口減少、医師偏在、人件費・物価上昇等の経営環境変化に対する対応方針
- （5）母体法人等による指定管理事業への中長期的な支援方針

第8条（組織的コミットメント表明書）

申請者は、法人代表者その他代表権を有する者の署名又は記名押印を付した「組織的コミットメント表明書」（様式第10号）を提出しなければなりません。なお、表明書には、少なくとも次の事項を記載するものとします。

- （1）指定期間中、関係法令及び協定に基づき、対象施設の運営を継続すること。
- （2）経営環境が悪化した場合においても、組合との十分な事前協議を行い、地域医療・介護への影響を最小限にとどめること。
- （3）再指定への申請を行わない場合又はやむを得ず業務継続が困難となる場合は、原則として12か月前までに組合へ通知し、後継指定管理者の選定及び業務引継ぎに誠実に協力すること。
- （4）母体法人等の意思決定機関において、本事業の位置付け及び支援方針を確認していること。

第 7 章 提出書類

第 9 条（提出書類）

申請者は、次の書類を提出期限までに、正本 1 部、副本 12 部及び電子データで提出してください。副本は複写可とします。電子データは PDF 形式とし、CD-R 又は DVD-R 等の記憶媒体 1 個に格納の上、他の提出書類と併せて提出してください。

No.	書類名	様式	備考
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号	法人代表者等の署名又は記名押印
2	法人等概要書	様式第 2 号	沿革、組織図、役員名簿等を含む
3	事業計画書（本編）	様式第 3 号	A4 判 50 頁以内、図表可
4	医療提供体制計画書	様式第 4 号	診療科、病床、医師配置等
5	介護老人保健施設運営計画書	様式第 5 号	定員、職員配置、在宅復帰等
6	経営・財務計画書	様式第 6 号	6 年間収支計画、投資計画等
6-2	6 年間資金収支計画	様式第 6 号の 2	6 年間の資金収支計画
6-3	収支計画の前提条件及び感応度分析	様式第 6 号の 3	応募者間の比較を可能とするため
7	医師・看護師等確保計画書	様式第 7 号	確保ルート、数値目標等
8	組織・人材計画書	様式第 8 号	経営層、派遣幹部、現職員の処遇等
9	事業継続方針書	様式第 9 号	第 7 条に基づく
9-2	将来的事業承継・民営化に関する意向表明書	様式第 9 号の 2	任意提出
10	組織的コミットメント表明書	様式第 10 号	第 8 条に基づく
11	財務諸表等（直近 5 事業年度分）	—	貸借対照表、損益計算書等。電子申告の場合は受信通知等を添付
12	類似規模病院等運営実績書	様式第 11 号	施設一覧、病床・定員、受託期間等
13	申請資格要件適合誓約書	様式第 12 号	法人代表者等の署名又は記名押印
14	納税証明書	所定書類	国税及び地方税
15	登記事項証明書等	所定書類	発行後 3 か月以内
16	その他組合が指定する書類	—	必要に応じて追加提出を求める場合があります

第8章 公募スケジュール

第10条（スケジュール）

本公募の主要スケジュールは、次のとおりです。日程を変更する場合は、組合ホームページ等で公表します。

日程	実施事項
令和8年8月25日（火）	募集要項公告、組合ホームページ掲載、公募開始
令和8年8月25日（火） ～9月7日（月）	質問受付期間
令和8年8月31日（月）	現地説明会参加申込期限
令和8年9月3日（木）	現地説明会
令和8年9月10日（木）	質問・回答の一括公表
令和8年9月18日（金）17時	提案書等提出期限
令和8年9月30日（水）	選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング、採点及び候補者選定）
令和8年10月2日（金）	審査結果通知及び候補者公表
候補者選定後	議会の議決、指定、基本協定・年度協定の締結及び業務引継ぎ

第9章 質問受付・回答

第11条（質問方法）

- （1）質問は、所定の質問票（様式第13号）により、電子メール（kumiai-sml@kamihp.jp）で受け付けます。
- （2）受付期間は、令和8年8月25日（火）9時から9月7日（月）17時までとします。
- （3）電話又は口頭による質問は受け付けません。

第12条（回答方法）

- （1）すべての質問及び回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年9月10日（木）に組合ホームページで一括公表します。
- （2）原則として個別回答は行いません。ただし、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、公表方法を調整する場合があります。

第10章 現地説明会

第13条（現地説明会）

対象施設の現況を申請者に理解していただくため、参加を希望する申請予定者を対象に現地説明会を実施します。

- （1）参加人数は、申請予定法人等1者につき2名以内とします。
- （2）参加を希望する場合は、令和8年8月31日（月）までに、現地説明会参加申込書（様式第14号）を電子メールで提出してください。
- （3）現地説明会での質疑は、施設の現況確認に関するものに限り、公募条件等に関する質問は、第11条に定める方法で提出してください。

第 11 章 審査方法

第 14 条（審査の構成）

審査は、申請資格及び提出書類の確認、書類審査並びにプレゼンテーション・ヒアリングにより実施します。詳細は、第 2 部「選定基準・評価表」に定めます。

第 15 条（審査）

選定委員会は、代表者又は事業責任者及び院長候補者を含むプレゼンテーション並びにヒアリングを実施します。実施時間は概ね 60 分を想定し、出席者、機材及び資料の取扱い等は、別途通知します。

第 16 条（採点及び候補者の選定）

- (1) 選定委員は、200 点満点で採点します。
- (2) 各申請者の得点は、選定委員の採点結果の合計点により算出します。
- (3) 選定委員会は、第 2 部に定める方法により指定管理者候補者を選定し、その結果を組合管理者に報告します。
- (4) 組合管理者は、選定委員会の報告を踏まえて指定管理者候補者を決定し、議会の議決を経た後、指定管理者として指定します。

第 12 章 選定結果の通知・公表

第 17 条（通知及び公表）

- (1) 審査結果は、令和 8 年 10 月 2 日（金）を目途に、すべての申請者へ通知します。
- (2) 指定管理者候補者の名称、選定理由の概要その他組合が必要と認める事項は、組合ホームページで公表します。

第 13 章 リスク分担の考え方

第 18 条（リスク分担）

指定管理業務における組合と指定管理者とのリスク分担は、仕様書に定めます。申請者は、責任分担、費用負担及び協議手続を十分に確認した上で提案してください。

第 14 章 指定管理料等の算定方針

第 19 条（指定管理料等）

指定管理料等は、対象施設の運営に要する経費のうち、収入で賄うことが困難な部分について、毎年度、組合と指定管理者との協議により算定します。

指定管理料等は、政策医療（救急・小児科等）の維持に必要な経費、及び設備整備費相当額を含みます。ただし、組合が直接負担する設備・備品は指定管理料等から除きます。

第 15 章 撤退防止及び円滑な引継ぎに関する基本事項

第 20 条（中途撤退等）

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により中途撤退した場合の違約金は、当該年度の指定管理料等 1 年分相当額を上限として、損害の程度、業務継続への影響その他の事情を踏まえ、基本協定書に定める額とします。
- (2) 天災、法令・制度の重大な変更その他指定管理者の責めに帰することができない事情がある場合は、組合と指定管理者が対応方法及び費用負担を協議します。
- (3) 業務の継続が困難となるおそれが生じた場合、指定管理者は速やかに、業務終了を予定する場合は原則 12 か月前までに組合へ報告し、改善計画、資金支援、運営体制の見直し等について協議しなければなりません。

第 21 条（原状回復及び資産管理）

- (1) 指定管理者は、指定期間満了時又は指定の取消し等により業務を終了するときは、対象施設を組合と協議して定める状態に回復しなければなりません。ただし、通常の使用による損耗及び経年劣化を除きます。

(2) 医療機器、情報システム、什器、備品その他の資産の帰属、更新、廃棄及び原状回復の範囲は、資産台帳及び基本協定書に定めます。

(3) 組合は、資産の毀損又は散逸を防止するため、指定管理期間中の資産管理状況を確認できるものとします。

第 22 条（後継指定管理者への協力）

(1) 指定管理者は、指定期間満了時又は指定の取消し等により指定管理者が変更となる場合、後継指定管理者への業務、資産、契約及び情報の引継ぎに誠実に協力しなければなりません。

(2) 患者、利用者及び職員に関する情報の引継ぎは、個人情報保護法、医療法その他の関係法令に従い、必要かつ適切な範囲で行います。

(3) 現職員の継続雇用については、関係法令を遵守し、本人の意向に配慮しながら、組合、現指定管理者及び後継指定管理者が誠実に協議します。

第 23 条（引継期間）

(1) 指定管理者が変更となる場合は、原則として指定期間満了日の 6 か月前までに引継ぎを開始します。

(2) 現指定管理者は、原則として指定期間満了日まで指定管理業務を継続し、後継指定管理者が指定開始日から円滑に業務を開始できるよう協力します。

(3) 指定期間満了日後に追加の協力が必要となる場合、その内容、期間及び費用負担は別途協議して定めます。

第 24 条（再指定に関する事前協議）

指定期間満了日の 12 か月前を目途に、組合と指定管理者は、再指定への申請意向及び引継ぎ準備について協議を開始します。なお、指定管理者に対して再指定への申請を義務付けるものではありません。

第 16 章 その他

第 25 条（費用負担）

申請、現地説明会、プレゼンテーションその他本公募への参加に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

第 26 条（申請書類の取扱い）

(1) 提出された申請書類は返却しません。

(2) 提出された申請書類は、選定審査、議会への説明、情報公開請求への対応その他本公募に必要な範囲で使用する場合があります。

(3) 申請書類に営業秘密、個人情報その他非公表とすべき情報が含まれる場合、申請者は該当箇所及び非公表を求める理由を明示してください。ただし、非公表の可否は関係法令及び組合の条例等に基づき組合が判断します。

第 27 条（辞退）

申請後に辞退する場合は、申請辞退届（様式第 15 号）を事務局へ提出してください。

第 28 条（募集要項の変更）

組合は、必要があると認めるときは、本要項を変更することがあります。変更した場合は、組合ホームページで公表するとともに、必要に応じて申請者へ通知します。

第2部 選定基準・評価表（採点シート）

1. 評価の基本方針

本評価表は、第2条に掲げる4原則を踏まえ、医療・介護サービスの質及び安全性、経営・財務の持続可能性、地域との連携並びに指定期間中の安定運営及び指定期間満了時の円滑な引継ぎを総合的に評価するものです。採点は、次の方針に基づき行います。

- (1) 失格要件に該当する場合は採点結果にかかわらず失格とします。
- (2) 財務指標、実績及び数値目標等の定量的評価と、実施体制、方針及び実現可能性等の定性的評価を組み合わせます。
- (3) 申請者間の単純な相対比較ではなく、あらかじめ定めた評価基準に基づく絶対評価を基本とします。
- (4) 事業継続性に関する事項は、大項目①及び⑦において重点的に評価します。

2. 大項目・配点表（合計 200 点）

No.	大項目	配点	重点評価観点
①	事業運営方針・長期継続コミットメント	20 点	事業継続方針、組織的関与及び経営環境変化への対応
②	医療提供体制	45 点	診療科・病床、救急、政策的医療機能、医師確保等
③	介護老人保健施設の運営体制	25 点	定員、在宅復帰、通所リハビリテーション、地域包括ケア
④	経営・財務計画	40 点	6年間収支計画、母体法人等の財務健全性、投資計画等
⑤	組織・人材	25 点	経営層の継続性、現職員の処遇、後継幹部育成
⑥	地域貢献・住民サービス	25 点	地域雇用、地域医療連携、住民サービス向上
⑦	事業継続性・撤退リスク対策	20 点	継続実績、危機対応、引継ぎ及び長期的関与
	合計	200 点	

3. 中項目採点基準表

各中項目について、次の5段階で採点します。各中項目に記載する評価観点を満たす程度、提案の具体性、実施体制、数値的根拠及び実現可能性を総合的に判断します。記載がない、評価不能又は要求水準に明らかに反する場合は0点とします。なお、中項目の配点を10点としている項目については、評価点に2を乗じたものとして採点します。

■5段階評価

評価点	共通採点基準
5点	要求水準を十分に上回り、内容が具体的で、実施体制及び根拠が明確であり、高い実現可能性が認められる。
4点	要求水準を上回り、内容、実施体制及び根拠がおおむね明確で、実現可能性が高い。
3点	要求水準を満たし、必要な内容及び実施体制が示されている。
2点	要求水準を一部満たしていない、又は具体性・根拠・実施体制のいずれかが不十分である。
1点	要求水準を大きく満たしておらず、実現可能性を確認できない。

① 事業運営方針・長期継続コミットメント（20点）

	中項目	配点	採点観点
ア	基本理念・経営ビジョン	5点	地域医療・介護への貢献を重視した理念及び経営方針の明確性
イ	事業継続方針書の内容	5点	指定期間中の安定運営及び指定期間満了後を見据えた方針の具体性
ウ	組織的コミットメント表明書の内容	5点	法人代表者等の関与、意思決定機関の承認及び母体法人等の支援体制
エ	経営環境変化への対応	5点	診療報酬・介護報酬改定、人口減少、医師偏在、人件費・物価上昇等への対応

② 医療提供体制（45点）

	中項目	配点	採点観点
ア	診療科・病床の運営計画	10点	病床数90床の堅持、現行診療機能の維持及び地域ニーズを踏まえた機能強化の実現可能性
イ	救急医療体制	10点	救急医療の原則維持、救急車受入目標及び夜間・休日の体制
ウ	政策的な医療機能	10点	小児科医療等の原則維持、新興感染症対応その他地域に必要な政策的医療機能の継続方針
エ	医師確保計画	5点	大学医局、関係医療機関その他の連携先又は独自の確保ルート、数値目標及び代替策
オ	在宅医療・訪問診療等	5点	訪問診療、訪問リハビリテーション及び在宅復帰支援の体制
カ	災害・感染症対応	5点	業務継続計画、災害時医療提供体制及び感染症患者受入体制

③ 介護老人保健施設の運営体制 (25 点)

	中項目	配点	採点観点
ア	定員・入所方針	10 点	入所定員の維持、稼働率向上及び入所判定の適切性
イ	在宅復帰支援	5 点	在宅復帰率の目標、リハビリテーション及び家族支援の体制
ウ	通所リハビリテーション	5 点	提供体制、利用目標及び地域ニーズへの対応
エ	地域包括ケアへの参画	5 点	地域包括支援センター、医療機関及び介護事業者等との連携

④ 経営・財務計画 (40 点)

	中項目	配点	採点観点
ア	6 年間収支計画の実現可能性	10 点	収入・支出見込み、前提条件、感応度分析及び数値的根拠の妥当性
イ	母体法人等の財務健全性	5 点	自己資本、資金繰り、直近 5 事業年度の業績及び本事業への支援余力
ウ	投資計画	5 点	医療機器、設備、情報システム等の更新・投資計画の必要性及び資金計画
エ	経営改善策	10 点	医療・介護の質を確保した上での収入増加策、経費適正化策及び構成町負担金軽減策の実効性
オ	指定管理料等の提案	10 点	提案額の妥当性、積算根拠、年度別推移及びリスクへの対応

⑤ 組織・人材 (25 点)

	中項目	配点	採点観点
ア	経営層の配置・継続体制	10 点	院長候補者、事務責任者その他の経営層の配置、権限及び継続体制
イ	現職員の雇用・処遇方針	10 点	雇用継続、処遇、労働条件、説明・協議及び人材定着策
ウ	人材育成・後継幹部育成	5 点	教育研修、専門職育成、次期経営層育成及び地域人材の登用

⑥ 地域貢献・住民サービス (25 点)

	中項目	配点	採点観点
ア	地域雇用の維持・拡大	5 点	現職員の雇用継続及び新規地域雇用の計画
イ	地域医療・介護連携の強化	10 点	医師会、診療所、医療機関、介護事業者及び行政等との連携
ウ	利用者へのサービス向上策	10 点	健康相談、健診、啓発活動、患者・利用者満足度向上、利便性向上及び苦情対応

⑦ 事業継続性・撤退リスク対策（20 点）

	中項目	配点	採点観点
ア	指定管理等の受託・継続実績	5 点	他施設における運営実績、契約・指定期間の履行状況及び引継ぎ実績
イ	経営危機時の対応体制	5 点	早期警戒指標、報告体制、資金支援、改善計画及び事業継続手段
ウ	撤退防止・引継ぎ条項への対応	5 点	事前協議、原状回復、資産管理及び後継指定管理者への協力方針
エ	地域への中長期的な関与方針	5 点	指定期間を超えた地域医療・介護への関与方針及び地域との信頼関係構築

4. 失格要件

次のいずれかに該当する申請者は、採点結果にかかわらず失格とします。

- (1) 第 6 条に定める申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 第 9 条に定める必須書類の欠落、虚偽記載その他提出書類に重大な不備がある場合
- (3) 選定委員、組合職員その他関係者に対し、不当な働きかけ又は接触を行った場合
- (4) 申請手続において談合その他の公正な競争を妨げる行為が認められた場合
- (5) その他、組合が申請者として不適切であると認める重大な事実がある場合

5. 候補者決定方法

(1) 候補者選定

- ① 選定委員の採点結果の合計点が最も高い申請者を、第 1 順位の指定管理者候補者として選定します。
- ② 合計点が有効満点合計点の 60%未満（以下「最低基準点」といいます。）の申請者は、順位にかかわらず候補者として選定しません。
- ③ 同順位となる場合は、選定委員会が提案内容を再確認し、合議により順位を決定します。
- ④ 必要に応じて、第 2 順位以下の申請者を次点候補者として選定します。

(2) 候補者不在の場合

- ① すべての申請者が最低基準点に達しない場合又は申請者がいない場合、選定委員会は「該当候補者なし」として組合管理者に報告します。
- ② 組合は、再公募、公募条件の見直しその他関係法令に適合する方法を検討します。